

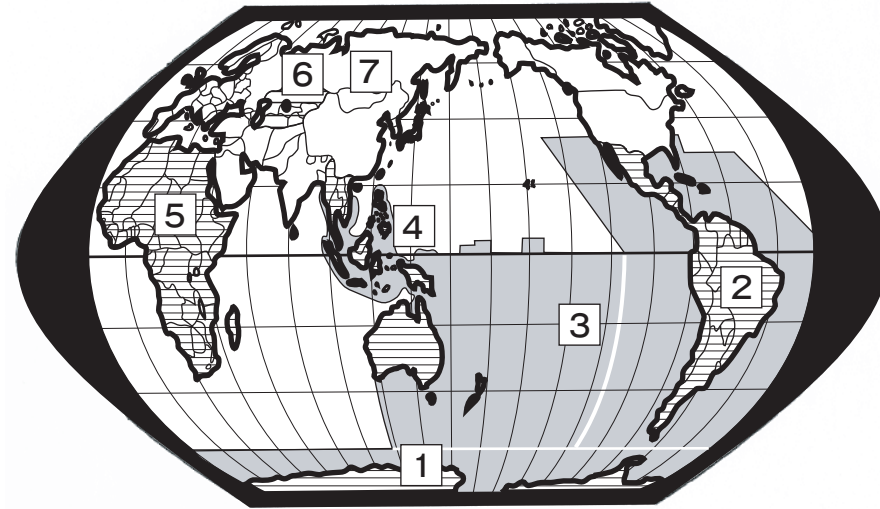
世界に広がる非核の傘

現在ある非核兵器地帯

南半球はすでに非核兵器地帯

北半球に
広げよう!

- 1 南極条約**
 - 締結署名:1959年12月1日
 - 発効:1961年6月23日
 - 加盟国:5つの核兵器国を含む47か国
- 2 ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約(トラテロルコ条約)**
 - 締結署名:1967年2月14日
 - 発効:1969年4月25日
 - 加盟国:33か国(全関係国)が署名、批准寄託
 - 核保有国の対応:NSAを定めた議定書IIについて、5核兵器国すべてが署名、批准寄託済み。
- 3 南太平洋非核地帯条約(ラロトンガ条約)**
 - 締結署名:1985年8月6日
 - 発効:1986年12月11日
 - 加盟国:13か国・地域が署名、批准寄託
 - 核保有国の対応:NSAや核実験禁止を定めた議定書II、IIIについて、米以外の核兵器国は批准寄託済み。(米政府は上院に承認要請中)
- 4 東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)**
 - 締結署名:1995年12月15日
 - 発効:1997年3月27日
 - 加盟国:10か国(全関係国)が署名、批准寄託
 - 核保有国の対応:いずれの核兵器国もNSAを定めた議定書を署名・批准していない。



- 5 アフリカ非核兵器地帯条約(ペリンダバ条約)**
 - 締結署名:1996年4月11日
 - 発効:2009年7月15日
 - 加盟国:52か国・地域が署名、30か国が批准寄託
 - 核保有国の対応:NSAや核実験禁止を定めた議定書I、IIについて、中、仏、英、口は署名・批准、米は署名のみ(上院に承認要請中)。
- 6 中央アジア非核兵器地帯条約**
 - 締結署名:2006年9月8日
 - 発効:2009年3月21日
 - 加盟国:5か国(全関係国)が署名、批准寄託
 - 核兵器国の対応:中、口は賛意を表明しているが、いずれの核兵器国もNSAを定めた議定書を署名・批准していない。
- 7 モンゴル非核兵器地帯地位**
 - 1998年12月4日、国連総会決議で一国の非核兵器地帯の地位を認知
 - 2000年2月3日、国内法制定
 - 現在、NSAなどに関する口、中との3か国条約を交渉中。

核兵器が広島・長崎で多くの市民の生命を奪い、街を壊滅させてから60年以上がたった今日も、地球上には約2万発の核弾頭が存在し、その拡散と使用の危機が高まっています。核兵器廃絶は、貧困、地球温暖化などと並んで、人類が一致協力して取り組まねばならない緊急の課題です。核兵器廃絶への努力の一つが非核兵器地帯を作る取り組みです。これまでの40数年の努力で、南半球の陸地のほぼ全てが非核兵器地帯になりました。それらの国と地域では、核兵器を保有・配備しないことを互いに約束する一方で、核兵器による攻撃や威嚇を受けないことが保証されています。国々は、核兵器による抑止によるのではなく、「非核の傘」に安全保障の道を見いだしているのです。非核兵器地帯を北半球に拡大する努力は、さまざまな形で行われていますが、その歩みはとてゆっくりとしたものです。なぜなら、北半球には核兵器保有国の全てが存在し、多くの国が核兵器に依存した安全保障を選んでいるからです。北東アジアもその例外ではありません。しかし、私たちは「北東アジアを非核兵器地帯へ」と呼びかけます。それが実現可能だと考えるからです。また、広島・長崎を体験し、憲法9条をもつ日本ならではの世界平和への具体的な寄与になると考えるからです。

基礎知識

非核兵器地帯

一定の地理的範囲内において核兵器が排除された状態を創り出すことを目的とした、国際法上の制度のことをいう。

世界には5つの現存する非核兵器地帯があり、それぞれが国際条約によって規定されている。南極大陸は、一種の非核兵器地帯として地位を獲得している。また、モンゴルは、「一国非核兵器地帯地位」を国際社会に認知させている。

5つの非核兵器地帯には現在118か国・地域が含まれ、世界の人口の30%にあたる約21億人が生活している。南極大陸を含めると、地球の陸地の50%以上が非核兵器地帯に属していることになる。とりわけ南半球では陸地のほとんどすべてが非核兵器地帯である。

世界各地でさらなる非核兵器地帯を創り出す努力が続けられている。北東アジア非核兵器地帯以外にも中東、南アジア、中・東欧などで構想が議論されている。

消極的安全保証(NSA) (Negative Security Assurance)

核兵器国が非核兵器国に対して核兵

器を使用しないと約束することによって、安全の保証を提供すること。5つの核兵器国(米・口・英・仏・中)は、国連安保理決議984(95年4月11日採択)によって一方的にNSAを宣言しているが、非核兵器国側は、法的拘束力のあるNSAを求めている。非核兵器条約では、NSAを盛り込んだ議定書に核兵器国が署名・批准することで法的拘束力を果たせることが通例であるが、モデル「北東アジア非核兵器地帯条約」では、NSAの義務条項が条約本体に入る。

核不拡散条約(NPT)

米、口、英、仏、中の5か国を「核兵器国」、それ以外を「非核兵器国」と定め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止するとともに、「核兵器国」の核兵器廃棄義務を規定する。1968年署名、1970年発効で、現在190か国が加盟。2000年の再検討会議(条約の現況を点検するための国際会議)では、核兵器国が核廃絶を達成するという「明確な約束」を含む、核軍縮のための「実行的措置」13項目などが合意された。

核兵器依存の非核兵器国

公式の政策として他国の核兵器に依存する安全保障政策をとっている国を指す。北大西洋条約機構(NATO)加盟の28か国とオーストラリア、日本、韓国の31か国。

日本の場合、1968年1月30日、当時の佐藤栄作首相が日本の核政策の柱として、①非核三原則、②核軍縮への努力、③米国の「核の傘」への依存、④核エネルギーの平和利用、の4点をあげた。以後、現在までこの4項目が日本の核の基本政策とされている。

非核宣言自治体

核兵器廃絶や「非核三原則」の厳守を求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体をいう。日本国内では全自治体数(1,794自治体)の85.5%にあたる1,534自治体が非核宣言自治体である(2011年4月1日現在。「日本非核宣言自治体協議会」調べ)。活動推進と連携強化に向けて、非核宣言自治体の協議組織である「日本非核宣言自治体協議会」が活動している。

北東アジアに 非核兵器地帯を

製作:NPO法人ピースデポ (2011年10月)

〒223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンエ1F
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 e-mail:office@peacedepot.org HP:www.peacedepot.org

北東アジア 非核兵器地帯は、 可能です。

扉を開く9つの「だからできる」

誰もが安心・安全に暮らせる「核兵器も核の脅威もない北東アジア」。それは理想的だけでも、現在の国際状況では実現は無理…そんな意見をよく聞きます。でも、ちょっと立ち止まって考えてみれば、「北東アジア非核兵器地帯」は十分に現実的で実現可能なアイデアであることがわかります。その可能性と意義についての議論を活性化する一助になればと9つの「だからできる」をまとめました。「だから創る」という意志を生み出すために。

北東アジア非核地帯については、これまでに多くの研究や提案がなされていますが、ここではピースデポが提案している「スリー・プラス・スリー（3+3）」非核兵器地帯構想にもとづいて解説します（詳しくは、下の囲みをご覧ください）。

※印のついた言葉は、4ページの「基礎知識」で詳しく解説しています。

「3+3」非核兵器地帯構想

1990年代半ば以降、「北東アジア非核兵器地帯」に関するさまざまな非政府提案が登場しました。そのなかで最も現実的であり、実現可能な提案と私たちが考えるのが、ピースデポが提案している「3+3」構想です。この構想では、大韓民国（韓国）・朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）・日本の3か国が「非核兵器地帯」となります。そして、この地域にかかわりの深い3つの核兵器国（米国・ロシア・中国）が、国際法のもとで、地帯に含まれる3か国に核攻撃やその威嚇を行わないと誓約し、安全を保証します。2004年、ピースデポは韓市民団体などの協力を得て、「モデル『北東アジア非核兵器地帯条約』」（案）を発表しました。また、民主党の核軍縮議員も2008年8月に「3+3」構想での条約案を発しました（いずれもピースデポHPに掲載）。適切ならば、非核国モンゴルを加えて「4+3」構想とすることも可能です。

7 6か国協議を再開させ 発展させることができる。

6か国協議の参加国（日本、韓国、北朝鮮、米国、中国、ロシア）が、「3+3」構想の6か国と重なることは偶然ではありません。07年2月13日の6か国協議で5つの作業部会が設立されましたが、そのひとつが、中期的な地域安全保障体制をテーマとする「東北アジアの平和及び安全のメカニズム」作業部会です。6か国協議を再開させ、「北東アジア非核兵器地帯」の実現に向けた政府間協議を開始する絶好の場が用意されていると言えます。

1 「核の傘」がなくても 安全は守れる。

「非核兵器地帯」は、地帯内で核兵器を開発・製造したり、配備したりすることを禁止するだけのものではありません。地帯に含まれる国家に対する核攻撃や攻撃の威嚇を行わないよう、核保有国に義務付けている点が重要です。これを「消極的安全保証」（※）といいます。つまり、非核兵器地帯とは、核兵器による脅し（核抑止力）という「核の傘」ではなく、「非核の傘」によって私たちの平和と安全を守ろうとする枠組みなのです。

2 現在の政策を 活かすことができる。

「3+3」構想には、日本、韓国、北朝鮮の3か国がすでに公約している政策に立脚できる、という大きな利点があります。すなわち、日本には、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則、さらに核エネルギーの軍事利用を禁じた1955年の「原子力基本法」があります。また、韓国・北朝鮮による1992年の「朝鮮半島の非核化共同宣言」は、「核兵器の実験、製作、製造、受領、所有、貯蔵、配備、及び使用をしない」と「原子力エネルギーを平和目的のみ利用する」ことを約束しています。この宣言が現在も有効であることが、最近のNPT再検討会議でも確認されています。

3 北朝鮮の核兵器放棄を 促進できる。

「6か国協議」で北朝鮮は非核化を約束しています。6か国協議は現在中断していますが、再開への努力が続けられています。その過程を経て、北朝鮮の非核化は可能です。しかし、一方では「北朝鮮は本当に約束を守るのか」という根深い不信があるのも事実です。反対に、北朝鮮の側から見れば、核兵器国（米、中、ロ）と核兵器に依存している国（日、韓）に自国の非核化だけを迫られている、という不平等感が拭えません。こうした相互不信の連鎖を断ち切るためには、日本が非核兵器地帯構想を提示することによって、北朝鮮が安心して核兵器の完全廃棄にむかう環境を整備し、核保有を正当化する「言い訳」を与えないことができます。

5 地域の軍事的緊張を緩和する。

6か国協議の結果、「朝鮮半島の非核化」が実現しても、日本と中国、日本と朝鮮半島、米国と中国など、この地域の緊張関係は継続します。とりわけ中国の核の脅威は、日本が日米同盟を強め、さらなる軍拡に向かう理由として掲げられてきました。また、日本の膨大なプルトニウム備蓄は、韓国・北朝鮮の人々に「日本核武装」の懸念を引き起こしています。「北東アジア非核兵器地帯」が実現すれば、日本は北朝鮮・中国の核の脅威を理由に軍事力強化を進める必要がなくなり、南北朝鮮も日本の核武装への懸念を解消することができます。日本・韓国における米軍の役割が大幅に低下することで、米中の緊張関係の緩和にも繋がります。

6 核兵器廃絶に タイムリーに貢献できる。

北東アジアが非核化されても、米国、ロシア、中国の核保有は変わらない。だから意味がないのではという意見があります。しかし、それはグローバルな核兵器廃絶努力の「いま」の特徴を忘れた議論です。2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議で「核兵器の完全廃棄に対する明確な約束」を再確認し、「核兵器のない」安全な世界をめざすことを約束したいま、核兵器保有国のみならず全ての国が核兵器を必要としない安全保障政策に転換することが求められているのです。日本や韓国のような「核兵器依存の非核兵器国」（※）が北東アジア非核兵器地帯へと移行することは、グローバルな核軍縮を率先して進めることとなります。

8 被爆国・日本 にふさわしい。

日本政府は、最新の非核兵器地帯である中央アジア非核兵器地帯の設立に具体的な協力をするなど、非核兵器地帯に好意的な政策をとっています。しかし、これまでのところ自国が関係する「北東アジア非核兵器地帯」構想には消極姿勢です。広島・長崎の被爆体験を持つ日本だからこそ、国際世論をリードして核兵器のない北東アジアに向けたイニシアティブを発揮することができるはずです。現在の日本の「核の傘」依存政策は、被爆国としての道義的立場を弱めています。なによりもまず、日本が変わることが求められています。

9 自治体が力を発揮できる。

「北東アジア非核兵器地帯」の実現に向けて日本政府を動かしていくためには大きな世論のうねりが必要です。自治体、とりわけ全自治体の約85.5%を占める「非核宣言自治体」（※）の果たせる役割は極めて大きいでしょう。すでに核兵器廃絶や非核三原則厳守を求めてきた自治体が、その要求の次の段階として「北東アジア非核兵器地帯の早期設立を求める」という趣旨を掲げた決議、意見書、宣言を出すような運動が考えられます。また、北東アジア各国との姉妹都市制度を活用するなどの自治体外交や、国会議員、地方議員との協力も重要でしょう。その際、議論を活性化させる「たたき台」として、「モデル『北東アジア非核兵器地帯条約』」が活用できます。